第４分科会

みんなでかかわろうこどものまなび
～さまざまな連携と就学援助事務のあり方～

田村地区公立小中学校事務研究会

はじめに

現在の不況で保護者の収入が減少し、子どもの貧困が社会的に問題とされている情勢の中で、子どもの学びを保障するために、また子どもがお金の心配をせずに学校で生き生きと生活できるために、就学援助の果たす意義はますます大きくなると考えられる。

これまで田村地区内の多くの学校では就学援助事務が学校事務職員の仕事として認識されず、養護教諭や教頭が担当してきた。これは学校内での位置づけもさることながら、学校事務職員自身にも就学援助事務への課題意識が低く、関わりを避けてきたという一面もあったと言える。

今回の研究では就学援助事務をめぐる地区事務研の取り組みと、教育委員会との連携による就学援助事務改善に至る経過と成果や、学校事務職員の関わり方の変化と実践、就学援助事務をめぐる教職員や保護者との様々な連携について考え、今後の課題を整理したい。

第Ⅰ節　これまでの研究の経緯

１　田村地区事務研のとりくみ

平成 11 年に活動テーマ「学校事務の夢をかたちに（～そこから改善・定着～)」を設け、研修を進めることになった。このテーマを実現するためには、事務職員が知っておかなければならない領域（平成９年度発行研修・研究の手引の研修領域を参考として）を研修と研究によって計画的に進めていく必要があるとして、「研修・研究ガイドライン」を策定し活動を開始した。この計画は会員相互に育つという意識（共育）を基盤とするもので、主体的に研究活動を進める部分と、全会員が研修カリキュラムに従って基礎から実務までを等しく研修する部分で構成した。これにより事務研活動を体系化させ、研修・研究内容を事務分野だけでなく教育分野から学校経営の領域まで拡大させ、全体視野で学校をとらえるようにした。その結果、レクチャー形式を中心とする研修スタイルになってしまったが、全会員が総務・人事・財務・学務から学校運営までの知識を習得し、経営スタッフとして活動できるまでの力をつけることができた。（田村地区の「研修・研究ガイドライン」に基づく活動については、平成 13 年度県大会白河大会第１分科会で発表済み）

研修の内容が充実してくるとともに、地区事務研では組織の充実を図り、その中で委員会を拡大した。設立当初は委員会という位置づけはなく、それらの活動は役員会で行われ、昭和 61 年になって研究推進委員会と広報委員会を設けたことから始まる。その後、平成６年に研修、研究、資料、広報の４委員会となり、平成 15 年から情報推進委員会が加わって５委員会となった。各委員会は研究・研修の企画運営や、会報・ホームページを通して会員の実践などを紹介するなどの支援をしてきた。さらに、蓄積した資料を整理し、各種様式を検討して標準化を目指したり、パソコン講習会を主催したりと、委員会の拡大とともに会員の活動を直接支えていった。

２　子どもの学び支援のために

（１）事務改善と定着化の評価とできなかった理由

研修のスタイルと内容を変え、組織を充実させながら、事務改善と定着化を図ってきたが、期待したほどの結果を出すことができなかった。これは、主題別研究とその後の定着状況から判断することができる。力をつけただけでは、事務改善と標準化は図れないことを示すとともに、組織としての限界があることを示している。学校は各町村の教育委員会の監督下にあるため、標準化とその定着化を目指す場合、教育委員会による同意（採用）が必要だからである。当時の活動は７つの町村にまたがっていたため、各教育委員会との直接的な結びつきは弱く、会員と各教育委員会との関係に頼っていたところがある。そのため、地区全体での定着化を目指す場合、各教育委員会への各学校からの働きかけでしか実現できない状態にあった。ところが、各市町村における教育委員会と会員（学校事務職員）との緊密さに違いがあり、また会員の交渉力と企画力にも差があってなかなか歩調がそろわず、地区全体での実現を難しくしていた。

また、教育委員会が７つと多かったため、どうしても横並びという面が強くみられ、他に先んじて新しい取り組みを採用しにくいという実態があった。実際に、校長会の協力を得ながら進めたことでさえ、歩調を合わせることに腐心してしまい、事務分野の統一と定着化を進められなかったといえる。このことから、対象とする教育委員会が多くあることが、地区内の改善と定着化を進めるためには大きな障害であったといえる。さらに、各町村にまたがる地区事務研では組織が大きすぎて個々の教育委員会に対応できず、それに代わる教育委員会レベルで対応できる組織を作ってこなかったことも一因であった。このことから、教育委員会と学校事務職員が課題を共有して協議して進めるという「教育委員会との連携」が築けなかったことが、大きな反省点としてあげられる。

（２）組織の改編

田村地区内に教育委員会が７つあった現実と、それに対応した組織を作れずにいたところに、学校を取り巻く状況は大きく変化した。それが、平成の大合併と少子化による学校統廃合の流れである。田村地区内では町村合併前から学校の統廃合が既に始まっており、会員数の減少傾向がみられていた。

この町村合併によって教育委員会数は田村市・小野町・三春町の３つとなった。今まで、ネックとなってきた教育委員会数が減少したことで以前より調整しやすい状態になった。それに合わせて、教育委員会に対応する各市町単位の事務職員会が自主的に組織され、これまで阻んできた問題がここにきて一気に解消することになった。町村合併が転換するチャンスとなった。この変化に対応すべく、地区事務研では平成 19 年度から組織の改編を行った。役員会にあった方部委員を廃し、３つの市町事務職員の代表を加え、５つあった委員会を整理統合して３委員会にし、市町単位での活動がしやすいように配慮した。また、町村合併後は学校の統廃合が一気に進むことを想定して、全体的にコンパクトにしたが、組織としての機能を失わせないように事務局を充実させ役員会の強化を図った。

この改編は地区事務研が全方部を網羅して先導していくスタイルから、各市町の活動推進を連絡調整しながら支援していくスタイルへと変化させたもので、構造転換を図っている。

（３）活動スタイルを柔軟に

変化させたのは組織だけでなく、前述した「新研修・研究ガイドライン」の実施に伴って、活動のスタイルを柔軟に対応させた。今までの１日研修の３日分を午後だけに割り振ることで６日回を確保し、その内４回分を各市町事務研の計画で活動できるように配置した。そのため、カリキュラムによる研修や主題別研究へのコマ数は減ったが、市町の実態に応じた改善や定着化に向けて話し合う時間を確保することができた。

事務改善と定着化が図れなかった反省から、学校を取り巻く環境の急激な変化がありながらも、組織と活動スタイルを変化させ、教育委員会との連携がしやすいように対応させた。

第Ⅱ節　就学援助事務改善のための各種連携

１　就学援助事務における学校事務職員の役割

田村地区事務研のカリキュラム研修において平成13年度と平成16年度に制度の概要や支給費目などについて全体で研修を行った。平成13年度の研修は主に制度の概要についての研修であったが、平成16年度の研修では制度の概要の他に田村地区内７町村の就学援助制度の実態や課題を整理した。この２回の研修で学校事務職員の重要な仕事であることを強調したことで、学校事務職員の職務として位置付くことを期待した。

厚生労働省が「14.2%」という子どもの貧困率を発表したが、この数値は2006年時点のデータであるため今後は更に上昇するであろう。福島県内の自治体でも昨年来の不況による影響で就学援助申請者の増加を見込み当初予算の増額や補正予算で対応している状況が見受けられる。これらの状況から子どもの学びを保障するための即効的な手段として就学援助の重要性は更に高くなると考えられ、学校の中で公費だけでなく保護者負担会計にも関わり、様々な情報の交差点にいて客観的に子どもや家庭を見られる立場にいる我々学校事務職員の果たす役割が重要になると言える。また義務標準法で学校事務職員の加配要件に、就学援助費受給児童生徒が１００名以上かつ25%以上の学校という項目が設けられていることは、文部科学省としても就学援助事務が学校事務職員の職務であると認識していると考えられる。

２　就学援助事務における様々な連携の実践

（１）市町教育委員会との連携から

平成12年４月の地方分権一括法施行により、市町村教育委員会の権限強化がされた。これは平成7年の中央教育審議会の答申を受けての改正であり、市町村独自の取り組みができるようになり、全国的にも市町村と連携した動きが始まる。昨年度の全国大会発表の第９分科会においての宮崎県の取り組みでも一部紹介されている。

①田村市の取り組み

ア　市事務研組織化の経緯

平成17年３月１日に田村郡の７町村のうち、滝根町・大越町・都路村・常葉町・船引町の旧５町村が、都市機能を一局に集中させることなく、旧町村ごとの個性と多様性を重視した「クラスター型」の合併により田村市が誕生した。

合併後、市内小中学校における財務・文書管理等の事務について統一した方向性が見出されておらず、学校現場は混乱した状態であった。田村市の誕生から５ヶ月が経過した頃、学校事務に関するさまざまな課題が浮き彫りとなり、田村市として学校事務の改善や標準化について取り組んでいかなければならないのではないかという気運が、学校事務職員の間で高まってきた。

合併当時、小学校25校、中学校８校という学校数の多さに加え、ベースが整備されていない現況から、市教委の担当者にとっても、これまでのように口頭による個別アナウンスで事務の統一を図ることは難しく、学校事務標準の策定要望の高まりも考慮すると、田村市として統一した学校事務の標準を体系的に整備・要綱化することは急務であると考えていた。

その策定にあたって、学校現場の実情に即したものとするため、市教委と学校との双方が協議しながら要綱等の作成を進めていくことが望ましく、その受け皿として平成17年12月に田村市公立小中学校事務職員会（以下「市事務職員会」と略す）を立ち上げた。

その後、効率的かつ適正な学校事務の運営を推進することを目的として、市教委と市事務職員会による「学校事務検討改善委員会」を立ち上げ、市小中学校長会・小中学校教頭会にも協力を求めながら、話し合いを進めることとなった。

平成 18 年 11 月学校文書事務・学校財務事務・学校備品管理・就学援助事務・学校事務情報化の５部会に編成された検討部会の第１回が開催され、部会長の選出や活動計画の作成を行ったのを始め、現在まで部会によって開催回数が異なるが、13 回から 21 回の検討部会が開催されている。

学校文書事務においては、「田村市立小・中学校文書取扱規程」が平成 21 年１月１日から施行され、学校財務事務においては「学校財務事務の手引」や「準公金会計の取扱基準」が平成 19 年 10 月に示されるなど、どの学校でも同じように標準的な学校事務が運営できる基盤が整えられてきている。学校備品管理については備品管理システムが導入され、学校事務情報化においては、「財務端末（電算）利用マニュアル」「サイボウズ利用マニュアル」が作成され、各校で利用されている。

イ　就学援助事務改善研究の紹介

就学援助事務については、田村市合併半年ぐらい後に、「田村市就学援助費交付要綱」が定められ、平成 17 年４月１日付で施行されており、また、市のホームページ上でも、就学援助の手続概要が掲載されていた。しかし、支給に関しての事務手順が旧町村でまちまちであったことや、要綱に基づく認定手順についての周知が各校へ図られていなかったため、市教委担当者への問い合わせなどが多くみられた。

市事務職員会の立ち上げにより、就学援助事務研究班も６名で編成された。就学援助事務の検討や見直しを行い、手引を作成することにより、どの学校でも同じように就学援助事務が進められるようにしたいと考えた。はじめに、各校から就学援助事務についての要望や改善点などをあげてもらい、検討・改善の足がかりとした。

○　援助費の保護者口座入金について

現金を取り扱うことがないようにしたい。支給日に１００％受領とならない。

過日の事務担当者会の際にも要望としてあげられたが、集金の未納者への対応もあるので、全校での実施は難しい。学校ごとの希望をとるなどで対応できないか。

○　申請書の記入例があるとよい

記入する側の立場にたって、記入例がある方が誤記や記入もれが少なくなる。

○　田村市における生活保護基準を示してほしい。

基準が毎年同じとは限らず、また、世帯人数等によっても額が変わるが、だいたいの目安をあげてほしい。

○　受給申請や認定事務についての冊子はあるが、支給のお知らせや、修学旅行等の決算報告書の提出、支給台帳の作成等については、その都度文書で入ってくる。認定後の事務処理について一連の流れを示した手引き等があるとよい。

○　スポーツ振興センターなどの掛金の関係もあるので、認定事務を早くしてほしい。

○　医療補助についても、治療を早くしたいので、医療券の発行を早くしてほしい。

○　民生委員との会議を持った方がよいのか。（学校・地域によって違う）

○　校長所見の「生活状態が悪いため、学校納付金を減免している」や交付要綱の「ＰＴＡ会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者」は、学校で減免措置を行える集金

がないため、(減免した分を補助できるところがない）削除してよいのでは。
○　特別支援教育奨励費支給事務についても就学援助費支給事務同様に手引き等作成。
○　教育委員会の就学援助費担当者との話し合いや、全体での援助費支給事務の説明会がほしい。

市教委の事務担当者も交えての、第１回就学援助事務検討部会では、部会組織を決定したあと、要望・改善点等について市教委担当者からご意見をいただき、学校での現状などについて話し合った。

第１回就学援助事務検討部会記録から
○　援助費の保護者口座入金については、以前から要望があるが、諸集金の未納者への対応を考えると「選択」方式が良いと考えられる。口座振込の場合口座登録の事務が大変である。また、口座を開設できない事情のある家庭もあることを認識しておかなければならない。
○　援助費の給食費について給食センターによって取り扱いが違うので、統一した事務が必要なのではないか。
○　田村市における生活保護基準の標準例を作成。
○　校長所見欄について内容を検討。
○　支給明細書兼受領書については個人情報保護の観点から、世帯ごとにお願いしたい。
…今年度は一覧表形式のまま行う。(伝票添付の際、１件１枚だと量が多くなってしまう。)
○　申請書の家庭状況欄について、記入漏れが見られるので世帯全員について記入するよう確認。
○　医療券を使用してほしい。
医療券が発行されること、その使用方法など保護者へ連絡。
○　就学援助事務担当者への援助事務説明会開催については検討する。

また、援助費の保護者口座入金について各校の現状を把握するため、市教委より「就学援助費交付に係る状況調査について」という内容で問題点に関する調査を実施した。
調査内容は、
１．学用品費、給食費滞納額があるか
２．援助費を保護者口座へ振り込んだ際の問題点
３．その他の問題点
の３つである。調査の結果、現金による支給ではなく保護者口座への振込みを希望する学校が多いことや保護者口座払いにした場合に現金支給の場合に行っていた滞納分の集金ができなくなってしまう危惧が感じられること、口座払いにした場合の債権者登録などの事務量が増えることなどがわかった。

翌年度の支給方法については、市校長会での検討・要望もあり、学校長委任の現金支給という従来の手続きを行うこととなった。現金受領か口座振込かの選択方式などの受給方法については引き続き検討していたが、１回目の支給後８月に、「就学援助費の支払方法の選択について」との文書が市教委より入った。今後の援助費の支払は学校ごとに支払方法を選択し、選択された方法で支給するということであった。この結果、一部学校長口座振替（給食費＋未納額）で他は保護者口座へ振込という方法と全額保護者口座振替を希望した学校は半数を超えたが、全額校長委任払いも少なくはなかった。９月には保護者から口座振込依頼書を提出してもらい、２回目支給の 12 月まで市

教委担当者が債権者登録を行い、給食費等の未納額取りまとめを行った。この流れから、平成20年度からは、就学援助受給申請書に受給方法欄を設け、個人ごとに選択できるようになった。給食費等の未納に対応するため、現金受領でも保護者口座振込希望でも、未納が発生した場合には控除して支給する旨の文言が記載された。

手引（要領）については、福島市のものを参考に作成し修正を重ね、様式については、それまで文書として市教委から出されていたものと、福島市のものを参考に作成し修正を重ねた。いずれも、検討部会やメールを利用して進めていった。支給方法が固まったことにより、要綱や要領の整備も進み、平成20年４月１日「田村市就学援助費交付要綱」が改正・施行され、合わせて「就学援助費事務処理要領」も発行された。

これに先立ち、平成20年１月に就学援助事務説明会が行われた。学校文書事務説明会も同時に行われ、各校の文書事務担当者と就学援助事務担当者が出席し、文書については平成21年４月施行、就学援助については平成20年４月施行に向けての暫定案にて説明を行った。これにより、文書事務と就学援助事務について各校での共通理解が深められ、要領の作成により、より具体的な事務が進められるようになった。また、説明会の際にでた質問事項などを受けて、要領の見直しなどを進めることができた。

ウ　各種連携の状況及び成果と課題

学校事務検討改善委員会の立ち上げにより、市教委の事務担当者と直接会って話をすることで課題や認識を共有できるばかりでなく、親近感も湧き、他の事務分野における情報交換もしやすくなった。また、検討部会で作成された要領などについて市教委事務局で検討し、定例の教育委員会へかけるというルートも確保できた。

学校事務検討改善委員会には、市校長会と市教頭会から１名ずつ、委員として参加している。年２回ほど開催される委員会において各検討部会からの報告や検討事項について、意見をいただき、内容によっては市校長会に諮っていただいている。また、市校長会や市教頭会の際には、市教委から学校事務検討部会で決定されたことについても周知されている。

中学校区においては、事務担当者で諸費の未納がある家庭についての情報交換や就学援助申請状況などについて連絡を取り合い、歩調を合わせた事務を心がけている。

就学援助事務については改正された要綱が施行されて２年が過ぎようとしている。ちょうど、市教委の担当者が変わり、慣れない中での作業となり、受給選択による事務手続きなど負担が大きかったようだ。学校においては、諸費未納金調など提出期限が短い中での作業となったこと以外には混乱もなかった。

要項や要領の整備、就学援助費制度についてのお知らせを保護者全戸に配付することによって、旧町時代には民生委員からの勧めによる認定だった就学援助も、学校側からも集金の未納が続く家庭にその制度について紹介しやすくなった。

21年度は、保護者の失業等により申請件数が増え、認定者も増えた。その中で、前年度認定されていた家庭が今年度認定されなかったケースもある。しかし、経済情勢の影響を考慮し、特例として今年６月確定となる平成21年所得をもとに再度算定を行い、認定の可否を審査してくれた。その結果、認定となり、今までと同様に学校生活を送っている。これは、昨今の経済情勢の影響で雇用が悪化し、離職を余儀なくされた家庭にとって大変ありがたいことである。就学援助認定の基準は市町村により異なる。田村市の財政事情も悪くなる一方であるが、子どもたちが、安心して平等に教育を受けるためにも、認定基準を下げることなく、生活状況をよく把握していく必要がある。

②三春町の取り組み

ア　町事務研組織化の経緯紹介

a　三春町事務職員会

これまで三春町における事務改善の取り組みは、主として地区事務研において実施される研修や研究、実態調査や実践例を基に行って来た。特に町村別に課題等に取り組む方部別研究では、それぞれの具体的な課題について協議することができ、全校に関わる事案については教育委員会へ実情を伝え、結果として改善につながることもあった。

平成 17 年３月に町村合併により誕生した田村市において、田村市公立小中学校事務職員会（以下市事務職員会）が設立され、学校における事務改善について組織的に市教委と連携した研究が開始され、三春町においても事務改善のための組織の必要性が議論されるようになった。また、平成 18 年度には三春町において将来の中学校統廃合についての検討が開始され、統廃合に向けた準備について検討する必要が生じた。そこで「町内全ての学校における事務処理等の共通化（統廃合へ向け）への改善について研究する」ことを目的に平成 18 年 11 月に年度途中ではあったが三春町小中学校事務職員会（以下町事務職員会）を設立した。設立にあたり、三春町教育委員会（以下町教委）及び三春町小中学校校長会（以下町校長会）に対し趣旨説明を行い、支援を受けることができた。

b　三春町小中学校事務改善研究会

町事務職員会においては統廃合校の実態調査を実施し、事前・事後の事務処理の状況や統廃合後の課題について検討し、また、学校における事務処理等の共通化に向け、就学援助事務や財務事務、文書事務の３つの領域について研究を進めることができた。しかし、平成 20 年度末、県教委より出された「多忙化解消関係通知等」により行事縮減のための見直しが行われ、町事務職員会主体での研究・研修の継続が困難になった。一方、中学校統廃合については平成 25 年度合併中学校開校が決定され、町事務職員会における事務改善研究の必要性は益々高まった。そこで、再度、支援要請を兼ねて町教委及び町校長会へ研究継続のための要請を行い、結果として「研究内容は本来、町教委で実施すべきものであり、今後は町教委主催で三春町小中学校事務改善研究会（以下町改善研究会）を立ち上げ旅費を支給して研究を進めてもらう」との回答を得ることができ、継続して研究を進めることができることとなった。

c　組織変遷と活動の状況

平成 18 年度　三春町小中学校事務職員会設立

〇郡山市立湖南小・中学校視察研修

・統廃合へ向けての事前準備から統廃合後の課題について

・小中一貫校における事務室運営について

平成 19 年度　町内小中学校における課題別研究

〇財務システムマニュアル作成

〇就学援助取扱要綱及び事務処理要領作成

〇小中学校備品取扱要領の作成

〇西会津町立西会津中学校視察研修

・統廃合へ向けての事前準備から統廃合後の課題について

・複合施設としての学校運営について

平成 20 年度　町内小中学校における課題別研究

〇小中学校財務事務改善研究

（財務事務取扱要綱、公費私費負担区分、校内会計システム）

〇小中学校文書取扱規程及び文書分類表の作成

〇小中学校備品取扱要領の作成

平成 21 年度　三春町小中学校事務改善研究会の設置

〇小中学校財務事務研究

（財務事務取扱要綱案作成、公費私費負担区分表案作成、校内会計システム案作成、備品取扱規程及び要領案作成）

〇小中学校文書取扱規程及び文書分類表の作成

イ　就学援助事務改善研究の紹介

a　就学援助事務における課題の確認

平成 19 年度、町事務職員会において就学援助事務改善のための研究に取り組んだ。前年度の町事務職員会設立総会時の課題設定のための協議の中で「財務会計システムマニュアル」「就学援助事務」「備品取扱要領」の３つの課題領域ごとに班を編成し改善研究を進めることとされていた。就学援助事務については事務担当者になっている事務職員からの問題提起されたのがきっかけであった。その中で中小規模教育委員会における課題や、組織化された町事務職員会における初めての教委連携のあり方について検討を始めた。前年度の就学援助制度に関する問題提起の内容は以下の通りである。実際に事務を担当していて困っている点について具体的な意見が出された。

〇　就学援助認定要綱（以下交付要綱）や就学援助事務処理要領（以下要領）が配布されておらず、又、説明会も開かれない中で一連の事務を進めることは困難である。

〇　他市町村に比べて支給費目が少ないのではないか。

〇　保護者への制度周知がされていない。

〇　集金の状況から認定の必要性を感じる家庭があるが、民生委員との意見交換の場では取り上げられていない。

以上のことから、まず確認のため町教委へ交付要綱等の関係書の提供を求めることにした。担当者が異動により代わっており、これまでの経緯や研究の趣旨を説明し協力を要請したところ「ぜひお願いしたい」と快諾され、交付要綱をはじめとした関係資料の提供を受けることができた。しかし、提供された資料は交付要綱のほかに認定要領と認定基準があるのみで、実際学校において事務処理を進めるための要領等については存在しないとのことであった。班内で協議した結果、以下の取り組みが必要であるという確認をした。

〇　現在の交付要綱は「要保護および準要保護児童生徒の認定について(昭和 38 年 1 月 18 日付け文部省通達文初財第 57 号)通知」に基づくものであり、現状に合った改正と手続きの簡素化、文言の整理が必要である。

〇　文部省では認定基準を示した翌年、「要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について（昭和 39 年 2 月 3 日付け文部省初財第 21 号）」で市町村における就学援助事務の適正かつ効率的な執行を期すため法令通達によるもののほか要領により行うこととされている。就学援助費はすでに一般財源化され町の判断によるが、学校における事務処理を進める上で要領自体の必要性に変わりはなく、今回、三春町就学

援助費交付要綱の改正に合わせて作成する必要がある。 ○支給内容の一覧作成及びフローチャート等による手続きの明確化。

b　田村市モデルの採用

まず、試案作成をどのように進めるか、現在の交付要綱の不足部分を小幅修正するに留めるか、全体を見直し対象として修正し要領作成まで行うか班内で話し合った。既に隣接する田村市では町村合併に伴い交付要綱全体の見直しを終え、要領についても検討しているとのことであったが、三春町では人数的に同じような取り組みは困難であった。そこで、班員から「田村市の交付要綱等をモデル案として作業を進めては」との意見が出された。これには同じ研究をゼロから繰り返さないことで、時間や手間を省くことができ、内容の比較や検討に時間をかけることができるという利点があった。班内全員がこの提案に賛同し田村市の交付要綱等をモデルとした見直しを行うことになった。見直しに際しては様々な場面で田村市の事務職員から協議の内容等の情報をいただいた。

c　共通理解

見直しの検討を進める中で、班内事務職員の制度理解に差があることが分かった。これは就学援助事務を担当したことの有る無しによるもので、まったく担当を経験したことの無い学校事務職員もいた。担当経験の有無以外でも支給事務のみ担当という学校もあり、申請から認定といった一連の流れに関わっていない学校事務職員がいることも分かった。就学援助事務担当者は校務分掌により決められる。このことは班内に限らず、町事務職員会の中でも同じ状況が予想された。地区事務研においても過去に２回の就学援助制度研修を実施していることから、制度の概要については理解している事務職員が多いため、交付要綱や関係法規、過去の通知等について、また、就学援助受給世帯の推移や予算の一般財源化後の動き等の制度の現状を含めた研修を協議の進行に合わせて班内で実施した。交付要綱・要領案作成後は研修対象を全体に広めて具体的な事務処理の手順に沿って同様の研修を行うことができ、全体的な理解を深めることができた。

d　共通理解の過程から

就学援助事務に関する研修を行う中で、就学援助事務担当経験の有無に関わらず、学校徴収金に事務職員が関わっていることから次のような意見が出された。

○　給食費に関連して、不登校の児童生徒への対応はどうするのか。 ○　給食実施校と未実施校があり、未実施校の昼食に対する援助は全くされていない。 ○　医療券の交付時期と既治療等への遡及の実施。 ○　転出入の際に学校徴収金であれば返金や請求金額決定等を校内で協議し決定するが、就学援助受給者の場合はどうなるのか。 ○　町外から通学している児童生徒への就学援助費支給はどちらが行うのか。 ○　制度についての周知がされておらず、受給できる状態であっても申請されないことが考えられる。 ○　保護者からの問い合わせの電話があっても、担当者が授業で不在のことが多く制度の周知を教育委員会で行うか、ホームページに掲載するかできないか。 ○　学校徴収金の未納家庭が固定化している。担当に伝えても多忙ですぐに対応できないこ

ともある。民生委員との連携等考えられるが、担当が会議に出席していない。
○　校内会計の決算を３月に行うが、支給日を２月に変更できないか。
○　年度途中での失業等の場合、学校徴収金が滞りがちになる。担任から話しを聞き担当へ話しをするが、年度途中での事務処理について分からない様子。
○　担当者向けの説明会開催については新たな会議開催にならないよう、年度当初の予算説明と併せて行うよう要望する必要がある。

学校徴収金を担当する立場から全学年の児童生徒や家庭の状況について把握している、また、学校における唯一の行政職という立場から常に必要な連絡調整を常に行っているため、様々な事例への対応について意見が多数出された。中には就学援助事務を担当していない学校事務職員もおり、担当外であってもこれだけ意見が出てくることからあらためて校内における学校事務職員の視野の広さを実感した。

ｅ　教委との合同研修

就学援助事務改善のための交付要綱の見直しや要領整備、事務職員間における制度理解・事務処理研修を一年間で行うことができた。これは田村市をモデルとして研究を進めてきたためで、短期間で交付要綱及び要領試案作成にいたることができた。これらの研究を成果につなげるため教育委員会事務局担当者を招聘して合同での研修会を実施した。合同研修会では改正点等を分かりやすくするため「改正の概要説明」、「現行制度との新旧一覧」を作成して内容の確認を行い、次の点について就学援助交付要綱の改正や事務処理要領整備が必要であることを説明した。

○　交付要綱について旧文部省通達から 40 年以上経過しており改正が必要な点
・学校徴収金の減免を受けていることが認定要件にある
・学校と学校長の使い分けについて整理が必要
・民生委員を介しての認定には限界があり、本人申請方式への変更が必要
○　要領について、事務処理の流れや様々な事例に対応するため新たに整備が必要
・年間の事務処理の見通しが立たない
・申請を含め各種様式が正式に位置づけられていない
・転出入への対応が明示されていないため、担当ごとに変わることがある
・他市町村からの通学の場合の費用負担費目について示されていない
・教育事務の委託に関する規約にある学校の生徒の対応が示されていない
○　その他
・就学援助事務説明会の開催
・保護者向けの制度周知が必要

＜教育委員会事務局担当者より＞

就学援助事務を進める上で必要な内容を改めて理解することができた。教育委員会事務局内では異動や担当替により制度を深く理解する機会がなく、今後皆さんからいただいた意見を基に、要綱改正や要領整備を進めていく。今後は担当者説明会の実施に向け検討を進め

ていく。はやければ年度末定例会（教育委員会）において改正の承認を受け次年度より今回提案いただいた形で運用していきたい。

③小野町の事例（発表の中で）

（２）校内における連携

①就学援助事務従事率

田村地区事務研では平成21年の10月に方部別カリキュラム研修で再度就学援助の研修を行い各市町での実態や課題を交流した。その中で会員に対して簡易アンケートにより校務分掌上の位置づけや学校事務職員の関わりについて調査を行い40校からの回答が得られた。

特徴としては、校務分掌上は複数態勢も含めて学校事務職員となっている学校が17校(42.5%)ある一方、教頭になっている学校が15校(37.5%)あった。そのほか養護教諭のところが６校(15%)、教員のところが１校(2.5%)あったが、少なくても教員の事務負担軽減の観点からも教員をあてるべきではなく、予算を預かり保護者負担金会計にも携わっている学校事務職員が関わるべきであろう。

申請事務は学校事務職員が関わっている学校が17校(42.5%)あったが、申請事務だけは教頭が扱っている学校が22校(55%)あり、事務職員には任せられないという認識があるのではないか。しかし申請書を受け取るだけの窓口業務で記載の不備や添付書類の不備をチェックするだけの業務であり、申請する側にとってみても教頭よりもより制度の内容や趣旨を理解している学校事務職員が窓口となった方が申請しやすいのではないか。

修学旅行費等調査についてはほとんどの学校で学校事務職員が担当しているが、教頭のところが６校(15%)、養護教諭のところが５校(12.5%)あった。教員が担当している学校が５校(12.5%)あったが事務負担軽減の観点から事務職員が扱うべきであろう。

支給事務については事務職員が担当している学校がほとんどであるが、教頭のところが５校(12.5%)、養護教諭のところが４校(10%)あった。申請事務を教頭が担当する一方、定型作業である支給事務だけを事務職員に任せるという位置づけが伺える。

医療券関係事務はほとんどの学校で養護教諭が担当しており、職務内容からして妥当であると思われる。

全体的に医療券以外の事務について、とりわけ校務分掌において申請事務については事務職員が主に担当するように、校内での位置づけを明確にすることが必要であろう。あるいは複数態勢で関わる場合は未納金の実態を踏まえながら、保護者にとって就学援助が受けやすい仕組みにするために学校事務職員が関わっていくことは重要である。

簡易アンケートでの調査であるため、正確な実態を把握しているとは言えない。しかしながら子どもや保護者にとって一番重要な申請事務に関わっている学校事務職員が17校(42.5%)という結果は、これまで地区事務研が就学援助制度の研修を繰り返し行ってきて、学校事務職員が関わることの重要性を強調し啓発してきたことが反映されていないと考えられる。繰り返しになるが、学校の中で公費だけでなく保護者負担会計にも関わり、様々な情報の交差点にいて客観的に子どもや家庭を見られる立場にいる我々学校事務職員が担うことが子どもの学びに寄与するものと考えている。

地区事務研としてはさらなる啓発活動を継続し、各学校段階では校務分掌上の位置づけや、実質的に申請事務に学校事務職員も関わることができるようにすることが重要な課題である。

②就学援助担当として（発表の中で）

③就学援助事務・会計担当として

ア　校内における連携（情報の共有）

学校内における就学援助事務担当者は、校務分掌によって決定されている。また、学校により担当者数や担当する内容が違うため教頭と学校事務職員が担当になっている場合、多くは申請時の審査や校内・教育委員会との連絡調整は教頭、支給事務のみが事務職員とされている。また、学校事務職員や教員のみが担当になっている場合でも、職務との関連性から養護教諭が医療券の交付や給食費の部分で関わっていることが多いようである。このように様々な職種の職員が担当する可能性があることから校内における情報の共有化は重要であり、校内における連携は欠かすことができない。以下は事務職員のみが担当となっている学校の事例である。

＜学校内における連携の状況＞

○　年度当初の職員会議で保護者向けの制度のお知らせ文書を職員にも配布し、制度理解を促すと共に失職や大幅な収入減等の情報があった場合の情報提供を呼びかけている。そのため失職等の情報を得た場合は速やかに報告されるようになった。

○　学校徴収金の未納の状況について、毎月結果を起案する際には担任及び養護教諭が合議で確認できるようにしている。

○　未納が３回以上続いた場合、学校徴収金の支払いの確認とは別に担任が家庭へ連絡し、生活が困難な状況がうかがえた場合は就学援助制度について周知している。

○　認定結果や支給通知等の就学援助関係書配布の際は全て担任及び養護教諭に合議する。

○　生徒指導委員会の記録については全職員への回覧がされ、そのため、生徒の家庭状況に変化が生じた場合は把握できる。

就学援助制度については文書で周知されており、本人からの申請に基づき手続きを始めることが基本である。しかし、実際には配布時に収入が安定していて読まないで廃棄されたり、忙しい生活の中で見ていなかったりすることも考えられる。これらの理由により実態があるにも関わらず申請がされなければ子どもの学習の機会を保障する制度の趣旨は体現できない。常に情報提供や、情報収集などの校内における連携のための仕組みづくりが必要である。

イ　保護者との連係（情報提供を通して）

就学援助申請から認定、支給にわたる手続きを進める上で最も重要なのは申請者との信頼関係であるが、その関係維持のためにも情報の取扱いは慎重にしなければならない。申請者のみではなく子どもに卑屈な感情を抱かせないためにも、関連する連絡を子どもに頼んだりせず、また、文書連絡を行う際も封入する等の配慮が必要であろう。

小学校・中学校の別のみでなく、また小学校間、中学校間でも学校徴収金の費目や金額は同じではない。特に中学校で行われる修学旅行や学習旅行については費用が高額となるため１年生から計画的に積み立てを行っている実態がある。しかし、修学旅行実費分の就学援助費が支給されるのは終了後のため、１・２年生のうちは積み立て分の支給はされない。小学校においては卒業アルバムのように高額であるにも関わらず、就学援助費が全く支給されない費目もある。就学援助費を超えた集金の実態がある中で、支給額以上払えない場合の対応が必要である。実際に次の

ような対応をしている学校がある。

> ○　修学旅行費について、支給学年までは未納でも、実施後の実費支給がある旨を未納のお知らせ時に説明している。

（３）学校間の連携

①申請時

田村市において小中学校にまたがって児童生徒がいる場合、どちらかに所得証明書の原本を提出すれば、もう片方にはコピーの提出で良いことになっている。そのため、申請書を市教委に提出する前に、小中学校で連絡を取り合って、所得証明書の原本がどちらにあるか確認し合っている。その際、家族構成の整合性を確認するなど申請事務において役立てている。

②支給時

田村市では現金支給日を学校の都合に合わせて設定することができる。そのため、家庭の負担を考えて小中学校で支給日を設定している場合が多い。中学校区内で設定することで、保護者の受領に配慮することが可能になる。

このように、学校間で連携して進めることで、効率よく申請から支給までできることは連携の効果といえる。また、目には見えないが保護者の負担軽減にも役立っているものと思われる。

（４）その他

①　教育委員会間の連携

田村市と三春町での取扱方法がほぼ同じことから、教育委員会間の連絡が容易になった。例えば、認定されていた生徒が転居した場合、受け入れた自治体の担当者に一報入れていただくことで、申請用紙を学校に届けてもらうことが可能となる。また、認定基準が異なっても給付内容が同じであれば、見かけ上は継続して給付されていることになり、給付の空白がなくなる。さらに、認定までの手続きが早まることが期待され保護者の負担軽減などメリットは多い。

②　担任や民生委員との連携の実例（発表の中で）

③　就学援助事務担当者への支援の状況（発表の中で）

３　連携による成果

（１）認定状況の変化

平成 16 年度以降の福島県の就学援助認定率は以下のように毎年約０．７％ずつ増えている。

平成 16 年度　６．６％　１３，３２６人
平成 17 年度　７．３％　１４，２２８人
平成 18 年度　８．０％　１５，１６６人
平成 19 年度　８．７％　１６，２７４人
平成 20 年度　９．４％　１７，２４３人

全国平均は平成 19 年度が１３．７４％でおそらく平成 20 年度は 14%を超えていると思われる。一方田村地区事務研で平成 16 年の研修時に行った簡易調査では小中合わせて 27 校からの回答ではあったが平均４．０％であった。同じ 27 校の平成 21 年度の認定率を調査した

ところ９．２％に増えていることがわかった。これは不況による雇用状況の悪化など社会的背景や市民運動の高まりもさることながら、我々学校事務職員による制度改善や周知の取り組みも少なからず影響していると思われる。ちなみに田村地区で平成 16 年度と比較できなかった学校も含めた平成 21 年度の小中 43 校の平均は８．４％であった。

（２）校内における制度理解の状況（発表の中で）

４　子どもの学び支援への結びつき（発表の中で）

第Ⅲ節　連携による事務改善スタイル

１　中小規模教育委員会の実態（発表の中で）

（１）学校現場での勤務なし
（２）異動等により学校全般の制度等の理解不可
（３）事務改善への理解

２　連携から見えてきたこと（発表の中で）

（１）一方的な視点での改善からの脱却
（２）市町組織による改善の有効性
（３）原案提示による改善

３　県事務研ビジョンとの関連

平成 18 年度に県事務研から「学校経営に参画し、学校教育の充実と発展に寄与する」を基本概念とする「福島県事務研ビジョン」が示された。その中で教育行政の要として、教育関係機関との連携を図る学校事務職員が描かれている。それは学校事務の改善と標準化は教育関係機関との連携強化により実現されるからとして、それを推進するというものである。各市町村に「単位事務研究会」の設置を推進し、さらに共通課題解決のための県教育委員会及び校長会と連携した「学校事務改善のための組織」であたっていくべきであるとしている。これは、田村市にできた市事務職員会と事務改善委員会であり、三春町での事務職員会がこれにあたる。これらは、差し迫った課題があってそれらを解決するための方法としてできあがったものであるが、結果として事務県ビジョンで示した改善と標準化への手法と重なるものとなった。このことから、市町村単位での「事務研究会」の設置が事務改善と標準化には有効な方法であることを表している

４　成果と課題「より良い就学援助制度をめざして」

学校事務職員と教育委員会との連携による就学援助事務の改善で以下のような成果が見られた。これらの成果により子どもの学びを財政的に支援することに寄与する就学援助事務に近づくことができたと考えられる。

・　要綱及び要領が明示され制度の透明性が確保されたこと。
・　保護者に周知する仕組みができたこと。
・　世帯票を学校で作成する仕組みから保護者の申請になったこと。
・　制度の透明性を確保し保護者に広く知られる制度となったことにより、平成 16 年度と比較して

認定率が上がったこと。

一方、今後の課題として以下のことが挙げられる。これらについては教育委員会と引き続き検討して改善を図るべき内容である。

- 教材費等の保護者負担金を就学援助費の学用品費の枠内に収める取り組みの必要性と、支給費目の追加や金額の増額について。
- 全国どこの市町村に住んでいても同じ基準で同じ金額が支給されるように、生活保護制度に準じた全国一律の認定基準と支給額による運用が求められること。
- 認定基準について、生活保護基準の何倍なのかを要綱や要領に明記するとともに算定の基礎になる所得は総収入なのか税控除後の金額なのかを明らかにする必要がある。また保護者へもできる限り明らかにして周知資料に世帯のモデルケースを記載し概ねどのくらいの収入以下なら認定になるのか等、透明でわかりやすい制度にすること。
- 所得証明書に記載される所得は前年か前々年のものであるため、今現在の世帯の収入を証明できるものを添付することによって審査するようにすること。
- 世帯の収入を審査するときに、生計が同一ではない家族については審査の対象にしないこと。
- 家庭の経済状況によって部活動やクラブ活動の選択の幅を狭めないために、それらの経費の費目を増やすこと。
- 年度中途の申請により認定された場合に、年度内の事実発生時まで遡って支給されること。
- 修学旅行費など高額になる経費については前払いか、教育委員会から直接旅行業者へ支払うこと等、お金を納められなくて修学旅行を欠席することがないようにすること。おやつ代や小遣い、班別行動にかかる経費等も含めて支給されること。急な事情で参加できなかった場合のキャンセル料についても支給されること。
- 給食を実施していない学校であっても教育活動が午後も行われている以上、なんらかの食費がかかっているため、それらの経費についても支給されること。（給食がある学校とない学校での経費や手間の格差が大きく、不公平感がある）
- 入学時に必要な経費については前払いか現物給付にすることにより、安心して入学できるようにすること。
- 視力の悪い子どもたちにとって、学校生活だけでなく家庭生活においてもメガネやコンタクトレンズは欠かすことのできない物である。保護者の負担軽減と子どもの生活や学びのために、必需品とも言えるメガネを支給費目に追加することはできないか。
- 学校が指定して保護者負担させている運動着や制服も保護者に選択の余地がない以上、援助費目の対象と考えることは可能であり、部活動やクラブ活動、卒業アルバム、ＰＴＡ会費などについても本当に必要なのかも含めて学校や義務教育のあり方としてどうなのか検討し、必要であれば費目を追加すべきではないか。

就学援助事務に限らずマニュアルどおりに何も考えず事務処理をすることだけが我々の仕事ではない。子ども・保護者・教職員の願いと、教育的配慮や子どもの最善の利益のためという教育情理で制度を見つめ直し、学校の要望を関係機関に伝え提言し、改善を求めていくことが学校事務職員の頑張りどころであろう。

そしてその手段としての教育委員会や関係諸機関や職員との連携であり、「子どもの最善の利益のた

めに」という部分で一致点を見いだし、考え合い知恵を出し合える関係を築きたいものである。

おわりに

今回、地区事務研による学校事務職員の意識改革や事務改善の限界と、それに変わる市町村レベルでの事務改善の可能性を整理した。また教育委員会と連携した事務改善によって就学援助事務だけでなく、財務事務、文書事務、備品管理事務などについても継続して研究しているところである。

校内での実践課題が山積する中で、学校事務職員だけで子どもを支援できることは少ないということを踏まえ、教職員集団としての合意づくりを大事にしながら取り組むことは重要である。その中でも就学援助事務は学校事務職員が直接支援できる重要な事務領域であると考えられ、今後も継続して取り組むべき領域である。

「子どもの権利条約」が批准されて 20 年になろうとしており、この条約は国内の児童福祉法等子どもに関する法令以上に法的権限を持つものである。その 3 条に「子どもの最善の利益」が掲げられており、これは何が子どもにとっての最善の利益になりうるのかという視点で今後の事務改善において目指すべき方向の基調とすべきであろう。また、今後も課題を整理しながら子どもの学びと、子どもたちが生き生きと学校生活を送れるようにさらなる事務改善を図りたいと考えている。また田村地区の取り組みが他の市町村での就学援助事務改善をはじめその他の事務改善に活かされ、子どもや保護者にとってより良いものになることを期待するところである。